

## Worldwide Tax Summary

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース編  
常任顧問 岡田 至康 監修

### 法人税率の引き下げ提案は、25.5%(オランダ)

オランダ財務省は、2007年度の税制改正税法案を議会に提出した。先月号本欄では、閣僚の合意に達した税制改正案において、法人税率が25%に引き下げられることを紹介したが、税法案では、25.5%に修正された。一定の所得に対する低税率の設定が提案されており、依然として日本のタックスヘイブン税制の適用対象となる可能性もありうるので留意する必要がある。

5月24日付で議会に提出された税法案の概要は下記の通り。

- 1) 2006年の法人税率29.6%を、25.5%に引き下げる。また、課税対象所得が25,000Euro(約360万円)までの税率を20%、さらに25,000Euro超から60,000Euro(約870万円)までの所得区分を新設し、これに対する税率を23.5%とする。新税率を2007年1月1日付けで適用する。
- 2) 国内配当源泉税率を、現行の25%から15%に引き下げ、2007年1月1日付けで適用する。
- 3) グループ間利息制度(interest box) および特許制度(patent box)の導入: グループ間の利息の支払・受取りの差額に対して事実上5%で課税する制度を導入する。また、2007年1月1日以降に開発される無形資産で、オランダあるいは海外において特許を得たものから生じる利益に対しては、一定の算式を用いることで軽減税率が約10%となるような patent box を導入する(ただし上限規定あり)。これらの措置は、納税者が選択可能な措置とするが、例えばグループ間の利息制度を採用する場合には、全てのグループ会社において、少なくとも3年間統一して適用する必要がある。また、この制度は、欧州委員会の承認を必要とし、承認された年の1月1日より遡及適用する予定となっている。
- 4) 資本参加免税制度(participation exemption)の変更: 株式保有要件として最低基準5%を導入し、厳格に適用する。5%未満の持分の場合、資本参加免税は適用されない。証券投資(portfolio investment) 目的の株式保有の場合、免税方式ではなく税額控除方式が適用される。当該持分が証券投資か否かは、その会社の資産構成のみで決定する。当該会社の連結資産が、圧倒的に証券投資から構成されているあるいはグループの金融活動(グループ融資)が占める場合は、証券投資と判断する。
- 5) 海外子会社欠損金の相殺制度の不採用: 外国子会社との連結グループ(fiscal unity)は組成できない。したがって、外国子会社の欠損金とオランダ親会社の利益は、それが会社清算による欠損金以外は、相殺できないことになる。これは、マークス&スペンサーをめぐりEU司法裁判所が下した判決を考慮した決定となっている。
- 6) 欠損金の繰戻繰越: 現在3年の繰戻期間を1年に短縮する。また、現在無期限に繰越可能であるが、繰越についても制限を設け、繰越可能期間を9年とする。これは設立欠損金(start-up losses)にも適用される。繰越欠損金の新制度適用については一定の経過措置を設ける。
- 7) 不動産減価償却制度の制約: 投資目的で所有する不動産と事業で利用される建物の区別を導入する。投資目的で所有する不動産については、その土地建物の簿価(carrying amount)が、毎年当局が決定する税務上の価値より低い場合は、減価償却の対象とならない。また、通常の事業で用いられる建物の減価償却は、税務上の資産価値の50%を上限とする。

上記は現在の改正税法案の概略であり、議会の審議の過程で変更の可能性もある。

Source: PwC Netherlands Newsalert, PwC オランダ Client Newsletter

### 関税:保証料関連コストは関税課税価格に含まれる(中国)

「輸出入製品の関税価額の決定および見直しに関する措置」(The Measures for the Review Determination of the Customs Value of Imported and Exported Goods)の改訂版が、2006年5月1日付けで発効した。新規則第15条は、保証料(warranty cost)は、海外販売者の商業インボイスにおいて製品価格と区別されている場合でも、関税課税価格から除外してはならないとしている。保証料は、通常、潜在的な欠陥製品に対する補償債務(すなわち製品の交換)に対するコストと考えられ、期間は製品や産業により異なるが1年から3年となっている。実務上は、海外販売者は、製品とは別に請求するため保証料を関税課税価格から除外している。また、自ら保証料をとる現地の関連会社ディストリビューターもいる。中国では、保証料が輸入製品の販売の条件として支払われる場合、請求書が別に作成されたり当該ディストリビューターが負担していても関税課税価格の一部となる可能性が高い。

関税の多くが ad valorem(従価)ベース(製品価格の一定割合)で課税されており、関税削減は、以前ほど行われなくなっている。今年の平均の関税率は、約9.9%で昨年と同様である。一方関税は、中国政府歳入の約25%を占め、過去2年間、歳入目標をそれぞれ11%および6%増やしている。こうした目標数値も踏まえ、今回の改定において保証料に焦点があてられたとも考えられており、機械および電気製品がこのターゲットとなる可能性がある。

なお、世界関税機構(World Customs Organization WCO)は、この保証料コストを巡り多くの技術的解釈を採択し、運用の明確化を図ろうとしている。国際レベルでは、本件に関連したケースでオーストラリア関税当局とAMIトヨタ社の間での有名な係争がある。最終的には、このWCOおよび国際的な解釈がこの中国の事案の解決につながっていくものと思われる。

Source: PwC China Customs & Trade News, May 2006

### マイレージを利用して購入した物品に係わる VAT(韓国)

財政経済部は、マイレージを利用して購入した物品の購入は、VATの課税対象となるとのルーリングを発表した。マイレージの概念は、例えばポイント、クーポン、留保金(reserve)、サイバーマネーなどの預託(deposit)とされ、購入者が物品を購入する場合、あるいはサービス提供者からサービスを購入する時点で、購入額の特定割合を購入者のためにとり置くものであり、購入者が将来製品やサービスの購入に利用することができる。

ルーリングによると、販売者が、蓄積したマイレージ分を通常の価格から差し引いて販売する場合、マイレージの利用金額も、VAT上は課税ベースに含めるべきであるとしている。VATの課税のタイミングは、マイレージを利用して実際物品を購入した時点であり、マイレージが発生した時点ではない。このルーリングは、ルーリングの発効した日すなわち2006年3月29日以降に購入された物品あるいは提供されたサービスに適用される。

Source: Samil Commentary

### 米国との租税条約の改定(ドイツ)

ドイツと米国政府は、租税条約(議定書)の大幅改定の署名を2006年6月1日にベルリンで行った。改定条約は、批准書の交換直後に発効することになっており、2006年後半にも発効することが見込まれている。源泉税に関する条項は、批准年の1月1日以降の全ての支払に適用されることになる。改定条約の概要は下記の通り。

- 1) 法人に支払う配当の源泉税: 配当に係わる源泉税は、5%であるが、配当の受け手が、配当決議を行う日の直前の少なくとも12ヶ月において株式資本(share capital)の少なくとも80%を所有している場合には、課税を免除(waive-当局が課税権限を放棄)する。また年金基金への配当、あるいは投資

ファンドからの配当についても源泉税を免除する。

- 2) 米国の支店利益税は、同等の子会社に課されるであろう源泉税額を越えてはならない、
- 3) 一方の締結国における“Exit taxation(会社を清算して国外に資産等を移動する場合の課税)”は、その居住地を失う国で生じたみなし市場価値を移動先の居住地国において将来キャピタルゲインが生じた場合の基準価格とみなす際に、この他方の国で認識される。
- 4) 社会保障年金は、当面の間、居住地国で課税することとする。
- 5) ドイツの年金プランへの拠出金は、将来米国で恩典を受ける場合、課税所得とみなさない。
- 6) 二重課税は、米国では控除(credit)方式により、ドイツでは免除(exemption)方式により回避するものとする。この場合ドイツで免除される所得の額は、所得額に適用される税率を決定する目的では、他の所得とともに考慮される。

なお、両政府は、一方の締結国から他方の居住地国に支払われる退職年金および社会保障年金に対して15%の源泉税を導入することを今後協議することについて合意している。この変更は、今後行われるドイツの年金課税制度の変更を反映させるため2014年以前には発効しないものとされている。

Source: PwC German Tax & Legal News

#### テキサス州事業税の抜本的な改正(米国)

2006年5月18日にテキサス州知事の署名によりテキサス州事業税の改正(「改正法」)が成立した。今回の改正は、課税体系を抜本的に改正する内容で、同州で事業を行っている日系企業、および将来的に投資を考えている日系企業は、大きな影響を受ける可能性がある。

今回の改正の概要は下記の通り。

- 1) 納税義務者の拡大：課税対象となる事業体が大幅に拡大され、コーポレーション、パートナーシップ、LLC、信託、ジョイントベンチャー等が納税義務を負う。本改正により、これまで頻繁に利用されてきたテキサス州におけるLP(リミテッドパートナーシップ)を使った節税はできなくなる。
- 2) 課税ベースの変更 - 粗利益(Gross Margin)に対する課税：従来、テキサス州事業税は、連邦税上の課税所得に一定の調整を加えた金額の4.5%または純資産額の0.25%のいずれか大きいほうの金額とされていたが、改正により課税対象粗利益(Taxable Margin)の0.5%または1%の税率で課税されることになる。ここでいう課税対象粗利益とは、(1)納税者の総売上額の70%または(2)納税者の総売上から売上原価もしくは従業員や役員に対する報酬額を控除した金額、のうちいずれか小さい金額となる。売上原価または報酬額のいずれを控除対象とするかは納税者の選択によることになる。
- 3) 税率：卸売業または小売業を営む納税者に対しては課税対象粗利益の0.5%、それ以外の事業を営む納税者に対しては1%となる。
- 4) 申告方法の変更：従来テキサスは、事業体ごとに申告する単体申告州であったが、改正により合算申告州に移行する。つまり、ユニタリービジネスに従事する80%以上の同一支配関係にあるグループメンバーは合算して申告納税することが義務付けられる。ただし、事業の80%以上が米国外で行われている事業体または資産及び給与の80%以上が米国外に所在している事業体(例えば、海外関連会社など)はユニタリーグループから除外される。

改正法は2008年5月15日が申告期限となる2008年度の確定申告より適用される。具体的に2008年度の確定申告には、12月決算の会社であれば2007年12月期、3月決算の会社であれば2007年3月期の会計年度が課税所得計算に適用されることになる。

ただし、テキサス州においてこの改正で新たに課税対象となる事業体に関しては、特別な移行措置により2006年5月31日以前の期間に係る粗利益は課税対象にならない。

Source: 米国日本企業部ニュース

本ニュースは、各国の税制改正の動向をお知らせする目的で、各国のプライスウォーターハウスクーパースが作成する速報ニュースや各国省庁等のホームページ掲載の情報等を抜粋してお伝えしています。制改正案の段階の情報が多いため、最終的な法制度につきましては、専門家にご確認ください。よろしくお願いいたします。